② 投資その他の資産として計上された有価証券　［単位：円］

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に含まれた評価差額	摘　要
満期保有目的債券	５年利付国債（第59回）	1,605,616,000	1,600,000,000	1,602,654,957	—	償還日　平成23年６月20日
	計	1,605,616,000	1,600,000,000	1,602,654,957	—	
貸借対照表計上額合計				1,602,654,957		

⑷ 資本金及び資本剰余金の明細　［単位：円］

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	政府出資金	60,195,791,252	—	—	60,195,791,252	
	計	60,195,791,252	—	—	60,195,791,252	
資本剰余金	資本剰余金					
	施設費	14,611,626,954	1,734,948,160	4,011,000	16,342,564,114	注１、注２
	運営費交付金	40,203,000	1,898,400	—	42,101,400	注３
	寄附金	24,054,000	—	—	24,054,000	
	無償譲与	12,352,000	—	—	12,352,000	
	その他	13,026,780	—	—	13,026,780	
	損益外固定資産除売却差額	△ 713,360,187	△ 67,863,366	—	△ 781,223,553	注４
	計	13,987,902,547	1,668,983,194	4,011,000	15,652,874,741	
	損益外減価償却累計額	△ 18,980,932,823	△ 3,577,979,587	△ 34,337,300	△ 22,524,575,110	注４、注５
	損益外減損損失累計額	△ 8,194,750	—	—	△ 8,194,750	
	差引計	△ 5,001,225,026	△ 1,908,996,393	△ 30,326,300	△ 6,879,895,119	

注１　資本剰余金の施設費の当期増加額は、施設費を財源とする固定資産の取得によるものであります。
注２　資本剰余金の施設費の当期減少額は、施設費を財源とする固定資産の除却によるものであります。
注３　資本剰余金の運営費交付金の当期増加額は、運営費交付金を財源とする固定資産の取得によるものであります。
注４　資本剰余金の損益外固定資産除売却差額の当期増加額及び損益外減価償却累計額の当期減少額は、現物出資を財源とする固定資産の除却によるものであります。
注５　損益外減価償却累計額の当期増加額は、現物出資、施設費及び保険金並びに補償金を財源とする固定資産の減価償却によるものであります。

⑸ 積立金の明細　［単位：円］

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
前中期目標期間繰越積立金	181,510,769	—	100,236,163	81,274,606	注１
通則法第44条１項積立金	167,033,330	32,598,225	—	199,631,555	注２

注１　当期減少額は、⑹参照。
注２　当期増加額は、平成19年度の利益処分によるものであります。

⑹ 目的積立金の取崩しの明細　［単位：円］

区　分	金　額	摘　要
前中期目標期間繰越積立金取崩額	100,236,163	注

注　⑴前中期目標期間において自己財源で取得した固定資産の減価償却費相当額　100,232,190円
　　⑵長期前払費用の費用化相当額　3,973円

⑺ 運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

⑴ 運営費交付金債務の増減の明細　［単位：円］

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小　計	
平成18年度	363,733,604	—	363,685,670	—	—	363,685,670	47,934
平成19年度	1,096,362,530	—	712,867,055	66,743,365	—	779,610,420	316,752,110
平成20年度	—	17,272,815,000	15,689,831,670	341,570,273	1,898,400	16,033,300,343	1,239,514,657
合　計	1,460,096,134	17,272,815,000	16,766,384,395	408,313,638	1,898,400	17,176,596,433	1,556,314,701

㈱　運営費交付金の収益化方法としては、中期計画に則し、健全な運営を確保する理由から、交付年度順の運営費交付金（ただし、役職員人件費等を除く。）で充当する方法（「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ78－１－２における第２法による方法。）を採用しております。